

みんなできれいなまちづくり

ふじクリーンパートナー

募集中

63団体
が活動中
平成25年4月1日時点

市は、市民の皆さんと役割を分担し、協力して美化活動を進める「ふじクリーンパートナー」事業を行っています。
「ふじクリーンパートナー」に参加してみんなできれいなまちをつくりませんか？

対象

定期的に市の公共施設の美化活動を行っている、または行う予定のある団体・企業など

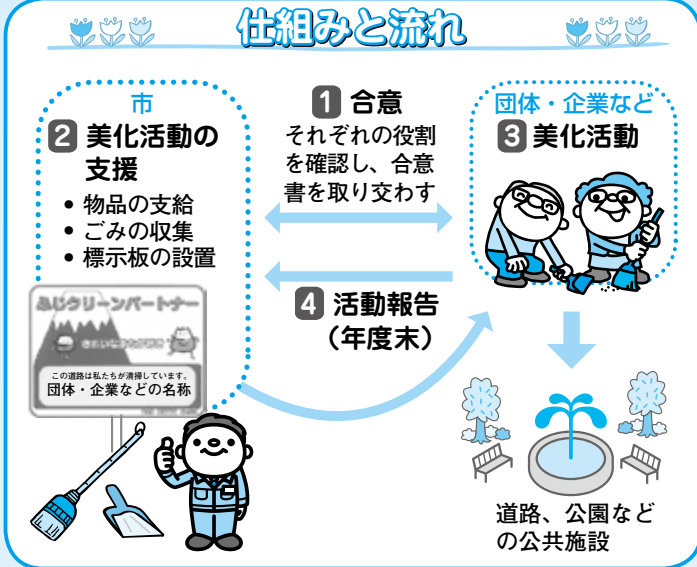
支援内容

- ・ 清掃用品の支給
- ・ 活動で出たごみの収集
- ・ 活動区域内への団体・企業名などの入った標示板の設置 (希望者のみ)

参加方法

活動届出書 (市民協働課で配布、市ウェブサイトでダウンロード可) に必要事項を記入し、市民協働課に提出してください。

仕組みと流れ



ふじクリーンパートナーとは？

団体・企業の皆さんが美化活動を行い、市が皆さんの活動を支援することで、役割を分担しながら一緒に道路や公園などの公共施設をきれいにする取り組みです。

申し込み・問い合わせ 市民協働課 (市役所 3 階)

☎55-2701 ☎53-6663 ✉si-kyoudou@div.city.fuji.shizuoka.jp

6月1日は

【景観の日】です

市は、平成21年に「富士市景観計画」及び「富士市景観条例」を定め、富士山の眺望をはじめとした良好な景観を守り、育て、そして将来に残していけるよう、市民・事業者の皆さんとともにさまざまな取り組みを進めていきます。

大規模建築物などの建築には 事前に届け出を

良好な景観の形成を図るため、大規模な建築物などを建築する際には、事前に届け出が必要です。

■届け出対象

延べ面積が1000平方メートル以上の建築物や、高さが15メートル以上 (用途地域が定まっているない地域については高さ10メートル以上) の建築物及び工作物の新築、増築、外観の5分の1以上の色彩変更など、
★届け出対象になる建築物などは、景観計画に定める「色彩基準」及び「景観形成の指針」の規制対象になります。事前に、建築指導課で相談を行い、届け出してください。

景観形成型広告整備地区を 指定しました

ことし4月1日に、「富士市屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成が特に重要になる地区を、「景観形成型広告整備地区」に指定しました。

【指定地区】

- ① 中央公園周辺地区
- ② 新富士駅周辺地区
- ③ 富士見台住宅団地地区
- ④ 第二東名IC周辺地区
- ⑤ 富士駅前地区
- ⑥ 景観上重要な道路 (青葉通り、本市場大淵線、富士見大通り、国道469号線) の沿道
- ⑦ 国立公園の区域

※これらの地区は、各地区独自の上乘せ規制があります。広告物を表示、設置する際は「ご相談ください」。

問い合わせ 建築指導課

☎(55)26006 ☎(53)21113
✉kentiku@div.city.fuji.shizuoka.jp